

## 道路室資産管理用公用軽自動車(バン)リース契約業務 仕様書

吹田市土木部道路室で使用する道路室資産管理用公用軽自動車(バン)リース契約の仕様は、次のとおりとする。

### 1 車種

軽自動車(バン)

### 2 台数

2台

### 3 リース期間

令和8年10月1日から令和16年9月30日までの96か月。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約。

なお、車両登録日から土日祝を除く5日間以内に納車すること。

納車までの間の代車の提供は要しないものとする。

### 4 入札書に記載すべき金額

仕様書に対する1ヶ月分の金額及びリース期間96か月間のリース料の総額(消費税等相当額を除いた額)を記載すること。

### 5 車両の管理及び保守

受注者は、常時正常な作動状態を保持し、十分に機能が働くよう納入車を維持管理するとともに、各種の点検を行ったときは、速やかに発注者に報告するものとする。また、発注者は善良な管理者の注意義務をもって車両を管理するものとする。

### 6 車両の詳細な仕様及び装備等

別紙1「公用軽自動車(バン)詳細仕様」のとおり

### 7 特記事項

- (1) 納車時に、リース車両の装備・機能・作動状況について、担当者の確認を受けること。
- (2) この仕様書に記載されていない事項であっても、リース車両の使用について必要な事項は、発注者と協議のうえ対応するものとする。
- (3) リース料は月ごとに支払うものとし、受注者は毎月分のリース料を翌月初めに発注者に請求し、発注者は請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。
- (4) この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、発注者はこの契約を変更し、又は解除することができる。
- (5) 受注者は、更新車両納車後、現車両(軽自動車)2台を引取り適正に処分すること。  
廃棄車両諸元は次のとおり。

廃棄車両諸元

	その1	その2
自動車登録番号	大阪 480 こ 8991	大阪 480 す 6283
初年度登録年月	平成 20 年 10 月	平成 21 年 9 月
車両重量	870kg	870kg
最大積載量	350kg	350kg
型式	GBD-S321V	GBD-S321V
総排気量又は定格出力	0.65L	0.65L
自動車検査証の有効期限 の満了する日	令和 8 年 10 月 22 日	令和 9 年 9 月 27 日

公用軽自動車(バン)詳細仕様

1 諸元

下表のとおり。

車種	軽自動車(バン)
サイズ	全長 3,395mm 以下・全幅 1,475mm 以下・全高 1,895mm 以下
燃料	無鉛レギュラーガソリン仕様
駆動方式・性能	2WD、4AT(又は自動無段変速機 CVT)、パワーステアリング付き
車体色	ホワイト系
乗車定員	4 人
想定走行距離	約 500~1,000Km/月
その他	☆☆☆☆平成 30 年基準排出ガス 50%低減レベル以上 2022 年度燃費基準 105%達成以上

2 装備及び付属品

- (1) エアコン
- (2) 全席フロアマット
- (3) フロント(フロントリアも可)パワーウインドウ
- (4) AEB(歩行者・先行車等対応式衝突被害軽減ブレーキ)
- (5) インダッシュ型テレビチューナーレスAM/FMラジオ付カーナビゲーション(国産メーカー品)
- (6) バックカメラ
- (7) バックソナー及びフロントソナー
- (8) ボイスアラーム(左折・バック)
- (9) ドライブレコーダー及び記録用外部メディア(SD カード等)

※2つのカメラにより前後が撮影でき、SD カード等の外部メディアに記録する方式のもの

※外部メディアのデータ保存容量は128GB 程度とする

※常時録画

※衝撃感知録画(イベント方式)

ただし、乗降車時のドアの開閉に反応しない衝撃感知度を設定のこと

※標準画質で約15時間録画

- (10) 車体ラッピング 左右ドア部分に《イメージ》のとおり表示する

※上記装備及び付属品のうち(1)~(4)はメーカー純正品とする

《イメージ》 ※ロゴは発注者から受注者に電子データで提供する



### 3 諸経費

次の費用は、受注者の負担とする。

- (1) 自動車税
- (2) 自動車重量税
- (3) 自賠責保険料
- (4) リサイクル料
- (5) 登録に係る諸費用

### 4 受注者が実施するべきメンテナンス

受注者は、次に掲げるメンテナンスを実施し、費用は受注者の負担とする。

- (1) 継続検査(車検)
- (2) 法定点検及び6か月に1回以上のスケジュール点検
- (3) 一般整備・故障修理(ロードサービスを含む)
- (4) 一般消耗品の交換
- (5) オイル等油脂類の交換
- (6) バッテリーの必要個数の交換(バッテリー液を含む。)  
ただし、動力バッテリーの交換回数は最大でメーカー保証の範囲内とする。
- (7) エアコン・クーラーの修理(ガス補充を含む)
- (8) タイヤの必要本数の交換

ノーマルタイヤ及び冬用タイヤ(スタッドレスタイヤ)とする。なお、タイヤ交換のため車両から取り外したノーマルタイヤ及び冬タイヤは、受注者が保管すること。但し、受注者における保管を希望しない場合は、協議により発注者が保管することも可とする。

- (9) パンク修理

### 5 受注者が実施するメンテナンスにおける留意事項

- (1) 点検・整備等を実施する場所は、地方運輸局長から指定自動車整備事業の指定を受けた工場のうち、受注者が指定する工場(吹田市内又は吹田市近隣の市区内に所在するものに限る。)とする。
- (2) 実施すべき点検・整備等が軽微なものである場合には、受注者の指定する整備士を発注者の指定する場所に派遣し、実施することができる。
- (3) メンテナンス実施時には代車の提供を要しないものとする。